

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

(2) 旅行者が、当に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(3) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）